

判決年月日	平成 2 5 年 4 月 1 1 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成24年(行ケ)10299号		
○血圧降下作用を有する物質を液体調味料に配合した場合に風味変化を改善するという課題を解決する「液体調味料の製造方法」という名称の本件発明について、明細書の発明の詳細な説明には、請求項に記載のアンジオテンシン変換阻害活性を有するペプチドを本件発明における血圧降下作用を有する物質として使用した場合の実施例の記載がないなどの事情から、本件明細書に接した当業者は本件発明のうち当該ペプチドを使用する場合を包含する発明が当該課題を解決できると認識することができるとはいえず、サポート要件を満たさないとした事例			

(関連条文) 特許法 3 6 条 6 項 1 号

被告は、「液体調味料の製造方法」という名称の発明について特許（本件特許）を受けていたが、原告から無効審判請求を受けたため、本件特許に係る発明を、①アンジオテンシン変換阻害活性を有するペプチド（ACE阻害ペプチド）とコーヒー豆抽出物から選ばれる少なくとも1種の血圧降下作用を有する物質を生醤油に混合して加熱する液体調味料の製造方法（請求項1～5）、②コーヒー豆抽出物を生醤油に混合して加熱する液体調味料の製造方法（請求項6～8）及び③これらの方法により製造された液体調味料（請求項9）とする訂正をした（本件訂正）。原告（審判請求人）は、本件明細書には適切な実施例の記載がないから、本件訂正が新規事項の追加に該当し、また、本件明細書が実施可能要件及びサポート要件を満たさないものであると主張したが、特許庁は、当該主張をいずれも斥けた（本件審決）。そこで、原告は、本件審決の取消しを求めて本件訴えを提起した。

本判決は、本件訂正が適法にされ、本件明細書が実施可能要件を満たすものであるとした一方、サポート要件について次のとおり判示して、本件審決のうち上記①（請求項1～5）及び③（請求項9）に係る部分を取り消した。

本件発明は、血圧降下作用を有する物質を液体調味料に配合した場合に、風味変化を改善するという課題を解決するものである。そして、本件明細書の発明の詳細な説明には、コーヒー豆抽出物を本件発明における血圧降下作用を有する物質として液体調味料に混合して加熱処理した場合に、液体調味料の風味変化を改善し、もって本件発明の課題を解決できることが実施例をもって記載されているから、この場合に本件発明の課題を解決することができることが示されている。

他方、本件明細書の発明の詳細な説明には、ACE阻害ペプチドを本件発明における血圧降下作用を有する物質として液体調味料に混合して加熱処理した場合の実施例の記載がない。また、本件明細書の発明の詳細な説明において実施例について記載のある他の物質は、いずれもACE阻害ペプチドと共通する化学構造又は風味を有するものではないから、これらの実施例の記載から、ACE阻害ペプチドを使用した場合に本件発明の課題を解決できることを示したことにならない。したがって、本件明細書の発明の詳細な説明に接した当業者は、血圧降下作用を有する物質としてACE阻害ペプチドを使用した場合を包含する請求項1ないし5及び9の発明が、液体調味料の風味改善という課題を解決できると認識することができるとはいえず、また、当業者が本件出願時の技術常識に照らして本件発明の課題を解決できると認識できることを認めるに足りる証拠もない。

よって、請求項1ないし5及び9の発明は、サポート要件を満たすものとはいえない。